

平成19年2月22日
交通政策審議会
第22回港湾分科会

資料7

循環資源物流の現状と課題

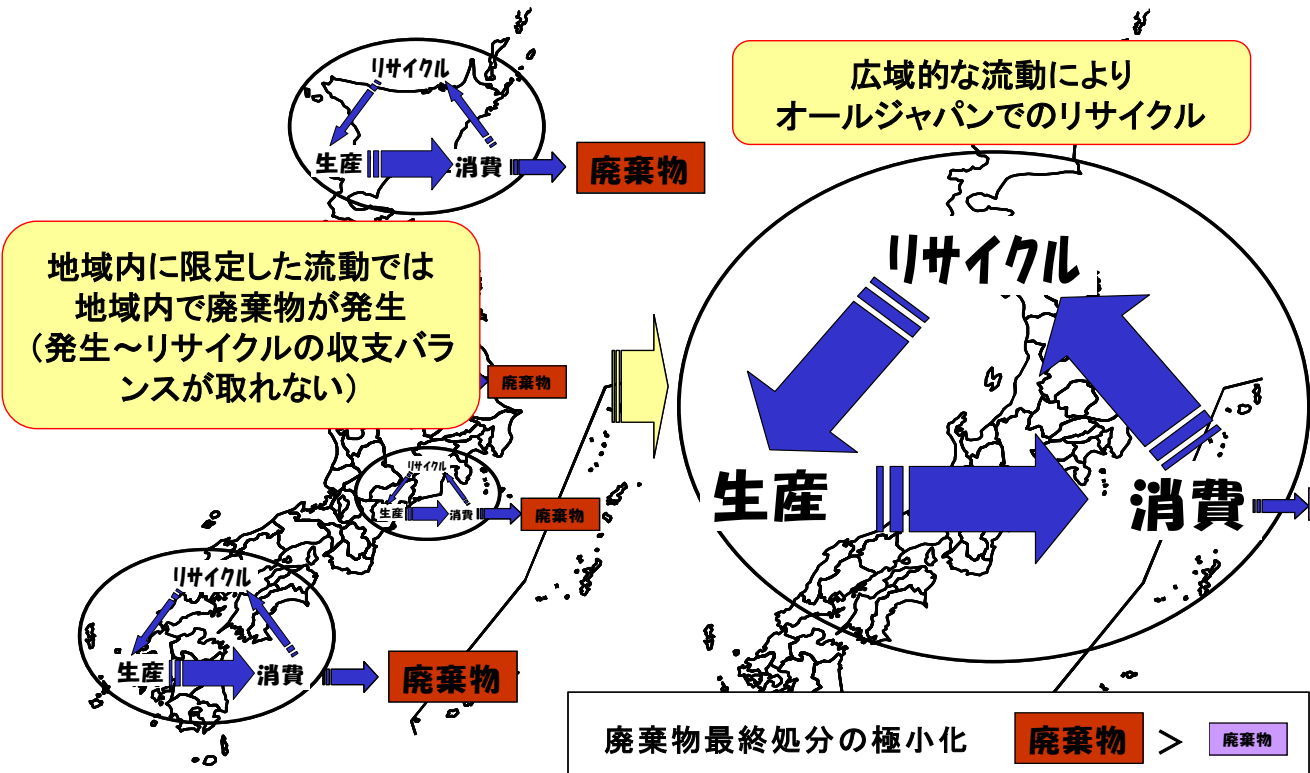
平成19年2月22日

国土交通省 港湾局

リサイクルポートの概要

「オールジャパン」での循環型社会の構築の必要性

平成12年 循環型社会形成推進基本法の制定



○ 地域内で処理しようとするばゴミであっても、広域的に流動させることにより、そのゴミは資源となり得る。

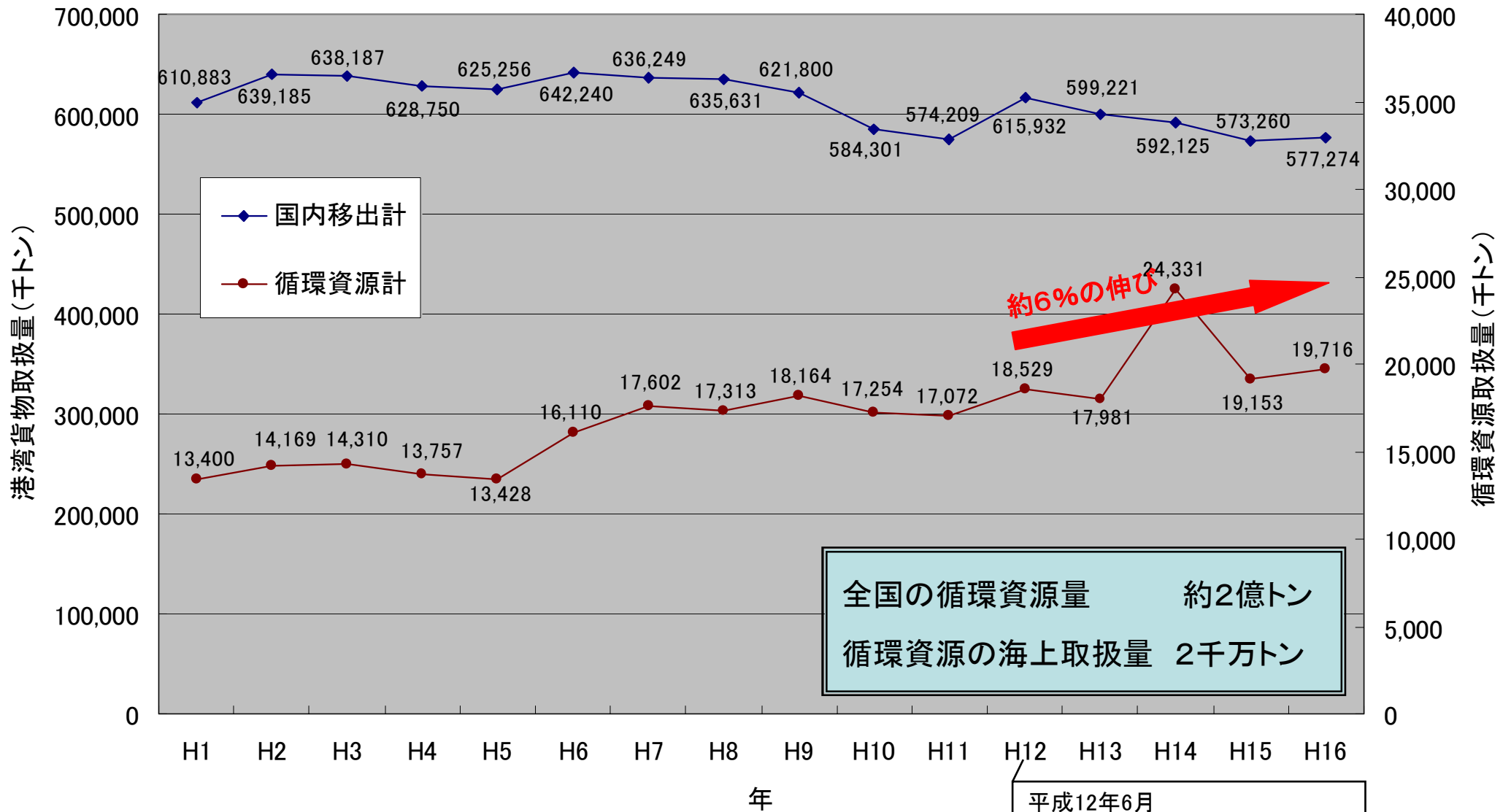
リサイクルポートの指定



リサイクルポート指定港(21港)

※H14,15年に合計18港指定
H18年に3港追加指定

港湾貨物取扱量と循環資源取扱量の推移



出典：港湾統計

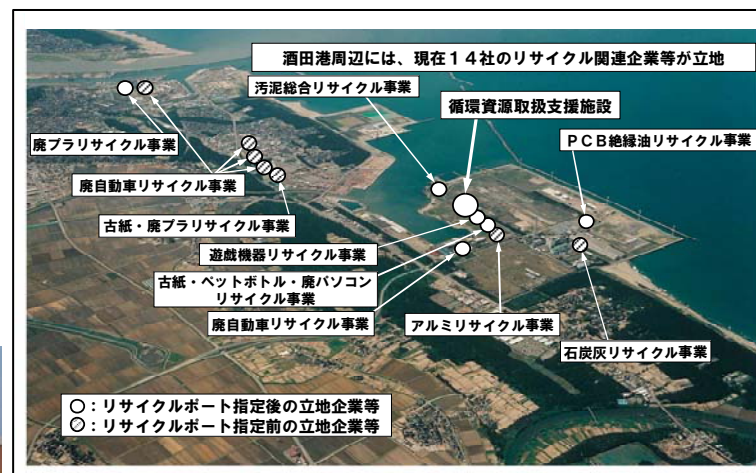
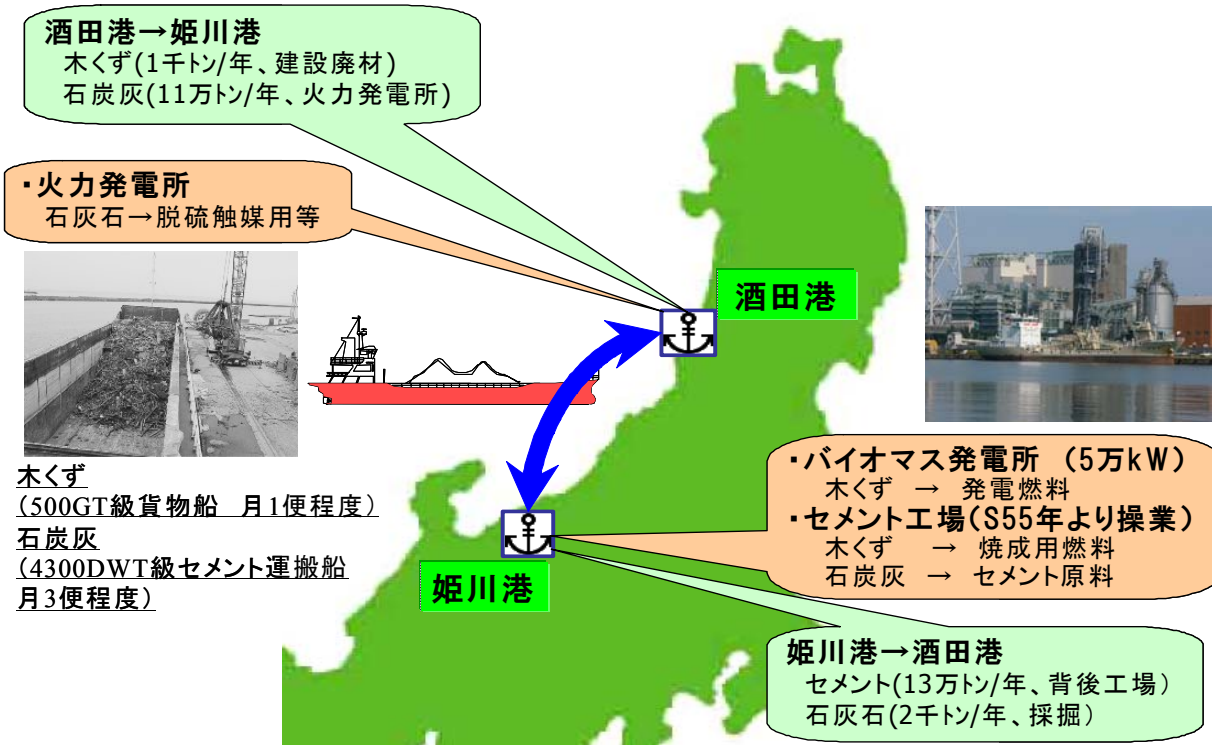
(注)本グラフの循環資源量は港湾統計4品目(金属くず、再利用資材、廃棄物、廃土砂)を合計したもの

平成12年6月
循環型社会形成推進基本法制定

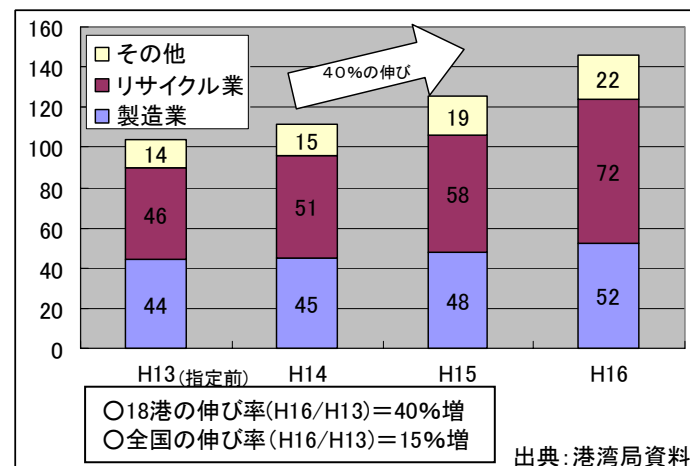
リサイクルポート間の海上輸送事例と臨海部の活性化

リサイクルポートである酒田港と姫川港の間において、循環資源とリサイクル製品の資源循環の環が形成されて、港湾背後のリサイクル企業と一体となった、効率的な循環資源の物流ネットワークが構築されている。

リサイクルポート間の輸送(例)



酒田港周辺に立地するリサイクル関連企業

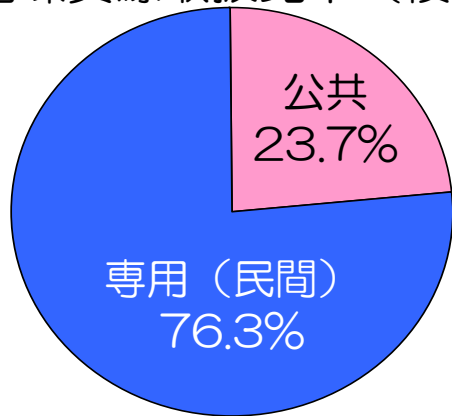


リサイクルポート18港におけるリサイクル関連企業数の推移

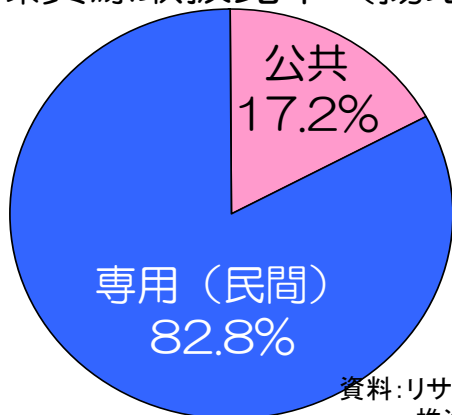
港湾における循環資源取扱ルールが不統一

- ・ 利便性が高く循環資源を取り扱いやすい公共岸壁が少ないため、現状の循環資源輸送の大半は民間ふ頭を利用している。
- ・ リサイクルポートにおいても、循環資源の取扱い基準が港湾毎及び品目毎に異なるため、循環資源の海上輸送ルートを選択することに制約がある。

循環資源取扱比率（積地）



循環資源取扱比率（揚地）



資料：リサイクルポート推進協議会

港湾	有価物／廃棄物	品目	バルク／コンテナ	取扱い条件
A港	廃棄物	全て	バルク／コンテナ	飛散及び流出防止のために必要な措置等
B港	廃棄物	全て	バルク	産業廃棄物のバラもの輸送は不可
			コンテナ	荷捌地での保管不可
C港	有価物	廃土砂	バルク	地質分析証明書、直投
	廃棄物	全て	バルク コンテナ	不可 廃棄法における積替のみ
D港	有価物／廃棄物	全て	バルク／コンテナ	港湾施設を汚損し又は損傷する行為は禁止 爆発又は燃焼しやすいものは原則禁止 荷役時は、その墜落を防ぐに足る適當の整備を整え、係員の検査を受ける。
E港	有価物	廃土砂	バルク／コンテナ	取扱場所指定など
	廃棄物	全て	バルク／コンテナ	産業廃棄物は取扱を認めない。
F港	有価物／廃棄物	廃プラ（廃棄物）、廃タイヤ、木くず、廃土砂	バルク	飛散及び流出防止のため必要な処置
			コンテナ	エプロンへの直置き不可
G港	有価物	全て	バルク	有価物であることの確認書
			コンテナ	有価物であることの確認書
	廃棄物	廃プラ、廃タイヤ、廃土砂、鋳さい類	バルク	コンテナに入ったものに限る
			コンテナ	埠頭への地上仮置・蔵地禁止
廃棄物	木くず、焼却灰、その他	バルク	安定型産業廃棄物以外は不可	
		コンテナ	安定型産業廃棄物以外は不可	

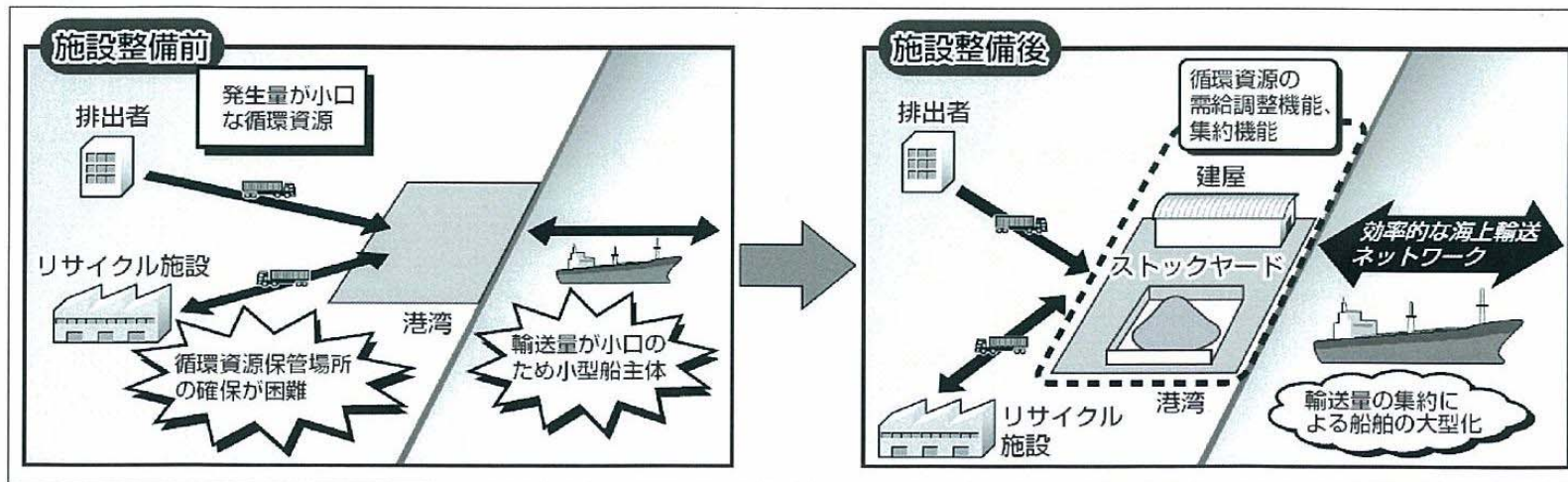
リサイクルポート18港における循環資源取扱ふ頭の利用状況

リサイクルポートにおける取扱基準のヒアリング結果

資料：国土交通省港湾局

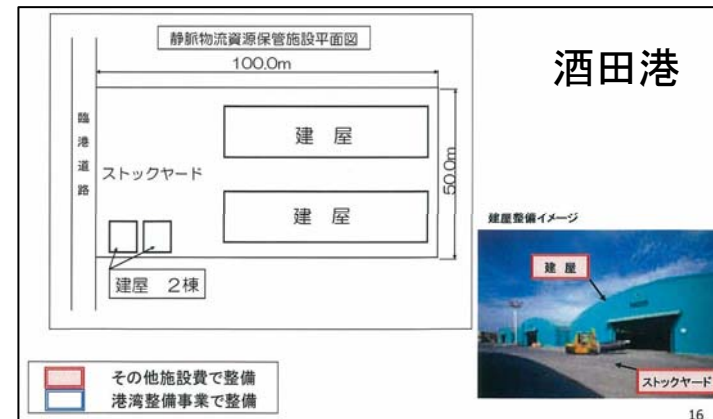
循環資源取扱い専用施設の拡充

リサイクルポート指定港において循環資源を効率的に取り扱うために、循環資源を蔵置、保管等を行なう専用施設の整備を推進する。



循環資源取扱い支援施設の整備事例

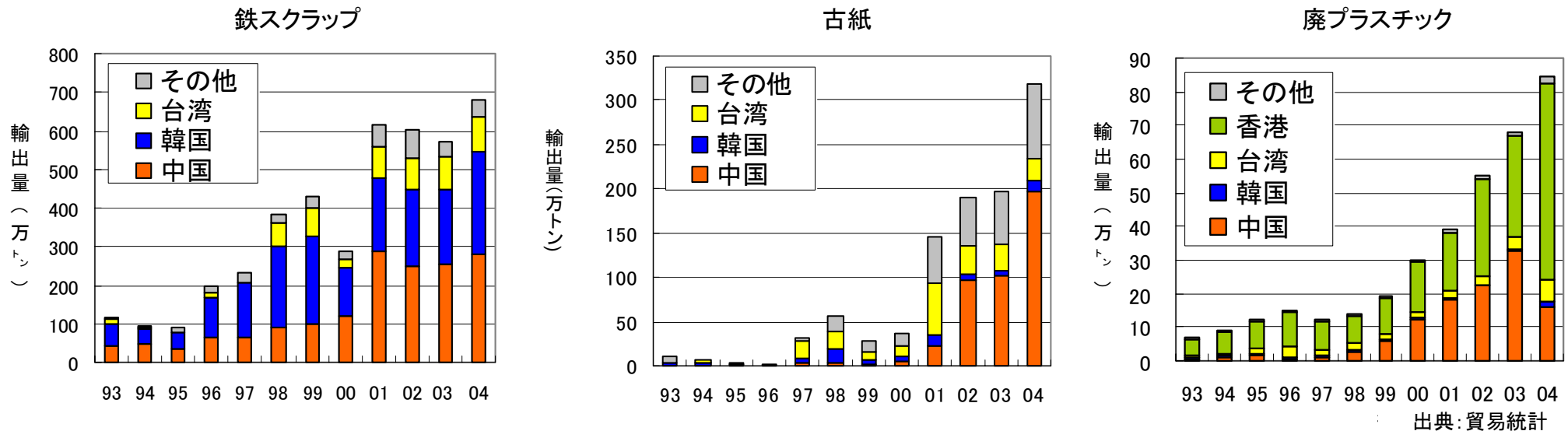
出典: 国土交通省資料



循環資源取扱い専用施設においては、安全安心が担保されることによる取扱い基準の緩和を実現

循環資源の輸出取扱量の増大

近年のアジア経済の発展に伴う資源消費量の急速な増大により、鉄スクラップ、古紙、廃プラスチック等の輸出が増大している。



国際循環資源物流の課題

- 廃棄物・有価物の基準が不明確
- 国内では廃棄物となる「使用済み製品」が、海外に有価物として輸出される場合は、適正処理の確認が行われなかったため、海外で不適切な処理を行われるケースが多く問題が生じている。
- 輸送コストの低減が求められている。

循環資源物流ネットワークの形成について

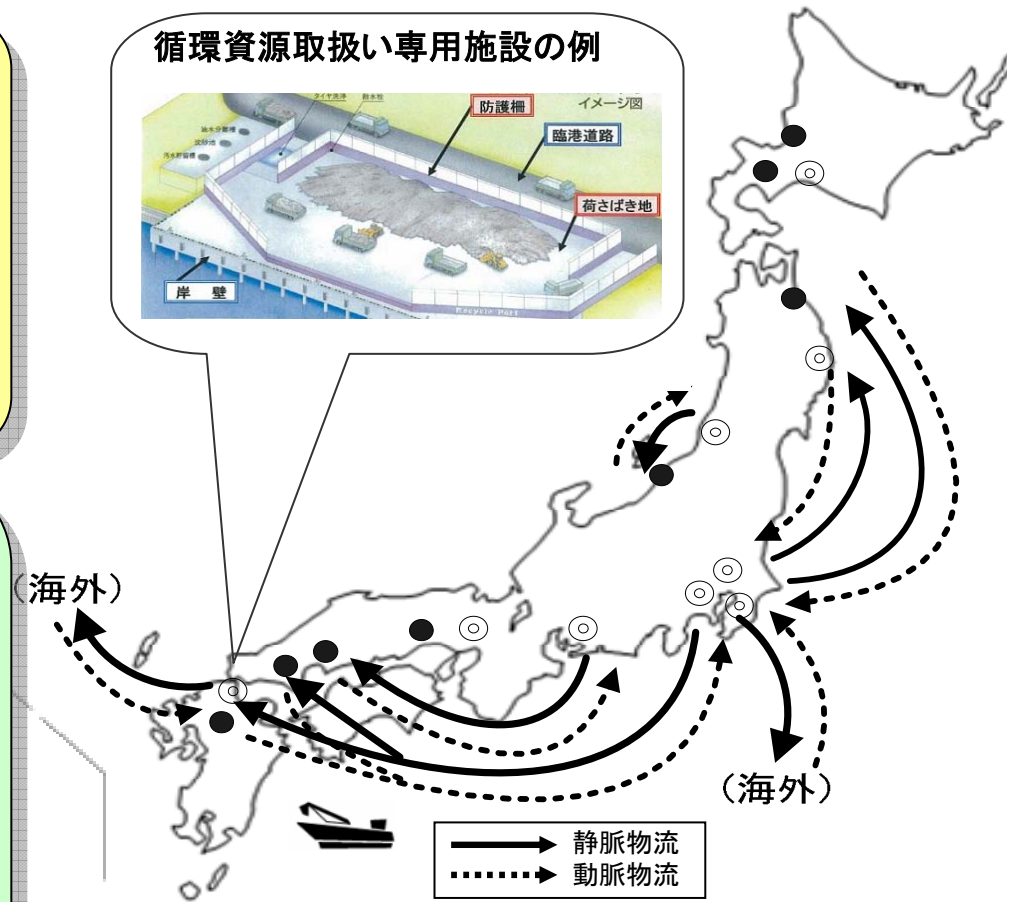
循環資源物流の課題

- 港湾における循環資源取扱いルールが不統一
- 港湾物流の特性と廃棄物処理法の規定の不整合
- 循環資源を取り扱える港湾基盤施設の不足
- 国際間の循環資源の取扱いルールが未成熟

循環資源物流ネットワークの形成に向けた主な取り組み

- 循環資源の取扱い基準の設定
使いやすいリサイクルポートを実現するため、港湾管理者、環境部局等と連携し、循環資源の取扱い共通基準を設定
- 循環資源取扱い専用施設の拡充
循環資源取扱い専用施設の整備・拡充を推進し、同施設における取扱い基準の緩和を実現
- 拠点港を核とした国際循環資源物流への対応
国際的な循環資源の取扱い基準の統一化と情報管理

循環資源取扱い専用施設の例



港湾管理者連絡・調整会議の立ち上げ

- ・リサイクルポート間の物流実証実験等を通じた取扱い基準の緩和
- ・循環資源の取扱い共通基準の設定
- ・港湾利用手続等をまとめたリサイクルポート利用円滑化マニュアルの作成